公費負担(選挙公営)の手引き

令和5年12月 蔵王町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、蔵王町長選挙及び蔵王町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、 選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の 手続きについて記述したものです。

目 次

第1章	公費負担制度の概要
1	公費負担制度とは ・・・・・・・・・・・・・・・1
2	公費負担の対象となる経費・・・・・・・・・・・・1
3	対象となる候補者・・・・・・・・・・・・・・1
4	公費負担の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・2
5	諸手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第2章	公費負担の手続
公費	閏負担手続のイメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・6
1	選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシー) ・・・・・・8
2-1	選挙運動用自動車の借入れ(ハイヤー・タクシー以外) ・・・・10
2-2	選挙運動用自動車の燃料代(ハイヤー・タクシー以外)・・・・・12
2-3	選挙運動用自動車の運転手 (ハイヤー・タクシー以外)・・・・・14
3	選挙運動用ビラの作成 ・・・・・・・・・・・・・ 1 6
4	選挙運動用ポスターの作成 ・・・・・・・・・・18
第3章	選挙運動費用の公費負担制度 Q&A
1	共通事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 0
2	自動車の借入れ ・・・・・・・・・・・・・・・21
3	燃料の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
4	運転手の雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・24
5	選挙運動用ビラの作成 ・・・・・・・・・・・・・25
6	選挙運動田ポスターの作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは

公費負担制度とは、候補者にとってお金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

町長選挙及び町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙 運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有 償契約について、供託金が没収されない候補者に限り、条例で定められた限度額の範囲内 で、町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

2 公費負担の対象となる経費

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例で上限等の基準額が定められています。

公費負担の対象となる経費は、以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度の対象となる候補者は、<u>供託金没収点以上の得票を得た候補者に限られま</u>す。

供託金を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託金没収点

- ・町長選挙の場合 供託金没収点=有効投票総数×1/10
- ・町議会議員選挙の場合 供託金没収点=有効投票総数÷議員定数×1/10

4 公費負担の限度額

(1)選挙運動用自動車の使用

Σ	5分	内容等	限度額
1 一般運送契約(ハイヤー等契約)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(同一の日において1台に限る)	各日について 64,500円
0 Z O W O \$17 \$0	①自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(同一の日において1台に限る)	各日について 16,100円
2 その他の契約 (一般運送契約以 外の個別契約)	②燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7, 700 円× 選挙運動日数
7下の一回 が天本り	③運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事 した各日の報酬の合計金額(同 一の日において1人に限る)	各日について 12,500円

- ※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。
- ※契約額が限度額を超える場合は、その超えた額については候補者の負担となります。
- ※最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。
- ※選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象になります。
- 【例】選挙運動用自動車1台を、レンタカー業者から1日15,000円で借入れ契約をした場合
 - 1日あたりの限度額は16.100円ですので、基準額以下となります。
 - ・最大で5日間分を申請できますので、5日間契約した場合は15,000円×5日間=75,000円が公費負担の対象となります。

(2)選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	単価上限額	限度額
町長選挙	5, 000 枚	7円73銭	38,650円 (5,000枚×7.73円)
町議会議員選挙	1, 600 枚	(1枚あたり)	12, 368 円(1, 600 枚×7. 73 円)

- ※町選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、作成限度枚数と1枚あたりの単価上限額により算出される限度額の範囲内で公費負担します。 ※1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とします。
- ※契約額が限度額を超える場合は、その超えた額については候補者の負担となります。
- 【例】町議会議員選挙運動用ビラ1. 500枚の作成を12. 000円で契約した場合
 - 1枚あたりの作成単価は、12,000円÷1,500枚=8円になります。
 - この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、
 - 7円73銭×1,500枚=11,595円が公費負担の対象となります。
 - この額を超える分405円は、候補者の負担になります。

(3)選挙運動用ポスターの作成

作成限度枚数	1枚あたりの単価上限額	限度額(単価)
76 枚 (ポスター掲示場数)	(541 円 31 銭×76 か所 +150,000 円) ÷76 か所 ≒ 2,515 円 (1 枚あたり) ※1円未満の端数がある場合は、 その端数は1円とします。	191, 140 円 (76 枚×2, 515 円)

- ※作成限度枚数とポスター1枚あたりの単価上限額により算出される限度額の範囲内で公費 負担します。
- ※契約額が限度額を超える場合は、その超えた額については候補者の負担となります。
- 【例1】選挙運動用ポスター76枚の作成を190,000円で契約した場合
 - ・1枚あたりの作成単価は、190,000円÷76枚=2,500円になります。作成枚数、作成単価ともに上限以下ですので、契約額全額が公費負担の対象となります。
- 【例2】選挙運動用ポスター100枚の作成を150,000円で契約した場合(作成枚数が 作成限度枚数を超えた場合)
 - ・1枚あたりの作成単価は、150,000円÷100枚=1,500円になります。 この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
 - 1,500円×76枚=114,000円が公費負担の対象となります。 この額を超える分36,000円は、候補者の負担になります。

5 諸手続

(1)契約の締結と届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、**各業者等と有償契約を締結**し、その旨を届出しなければなりません。

ア 届 出 先 蔵王町選挙管理委員会

イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時 契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに

ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

留意事項

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用の<u>それぞれ個別の</u>契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。(P23 Q&A10参照)

(2) 確認申請

- ア 確認申請が必要なもの ※(1)の契約届出と同時に確認申請が必要です。
 - ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
 - ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
 - ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認
- イ 確認申請の方法
 - ・確認申請書を契約の相手ごとに作成し、必要書類を添付して提出してください。
 - ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- ウ 確認申請書の提出先 蔵王町選挙管理委員会
- エ 確認書の交付
 - ・申請に基づき町選挙管理委員会が交付します。
 - ・交付を受けた確認書は、直ちに各業者等に提出してください。
 - ・確認書は、各業者等が代金を町に請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用(作成)証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、各業者等に交付(1部)しなければなりません。なお、この「使用(作成)証明書」は、各業者等が代金を町に請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4)費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した各業者等からの請求に基づき、**町 が業者等に直接支払います**。

ただし、選挙の結果、当該候補者が供託金を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 各業者等が公費負担に係る費用を町に請求する際に必要な提出書類

		区分	必要書類			
	者と	乗用旅客自動車運送事業 の契約による場合 イヤー・タクシー)	①請求書【様式第6号の1】 ②請求内訳書【様式第6号の1 別紙1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号の1】			
選挙運動	上記	自動車の借入れ	①請求書【様式第6号の1】 ②請求内訳書【様式第6号の1 別紙2】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号の1】			
用自動車の使用	記以外の契約による場合	以外の契約に	燃料代	①請求書【様式第6号の1】 給油伝票添付(給油月日、自動車登録番号又は車両番 号、給油量、給油金額のわかるもの) ②請求内訳書【様式第6号の1 別紙3】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号の2】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号の1】		
			合	合	合	
	選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第6号の2】 ②選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号の1】 ③選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第3号の2】			
j	選挙運	動用ポスターの作成	①請求書【様式第6号の3】 ②選挙運動用ポスター作成証明書【様式第5号の2】 ③選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号 の3】			

イ 請求書提出の際の注意事項

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先

7989-0892

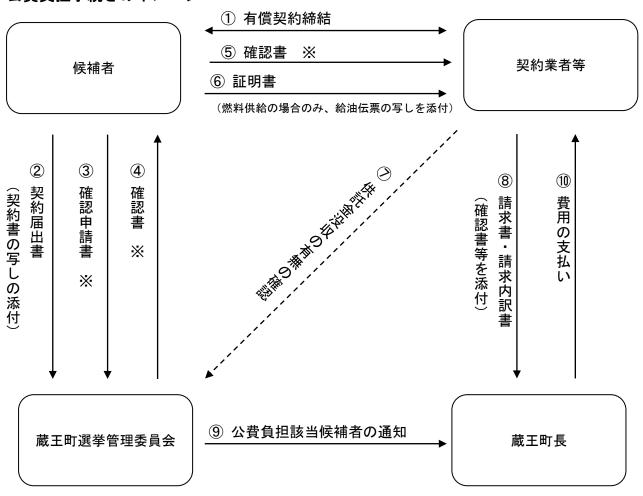
蔵王町大字円田字西浦北10

蔵王町選挙管理委員会事務局

電話:0224-33-2211

第2章 公費負担の手続き

公費負担手続きのイメージ



注) ※印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

立候補届出前に

【候補者と契約業者等】

①有償契約の締結(契約書)

立候補届出時以降に

【候補者から町選管へ】

- ②契約届出書の提出
 - ・様式第 1 号の 1 (自動車) ・様式第 1 号の 2 (ビラ) ・様式第 1 号の 3 (ポスター) ※添付書類 契約書の写し (①)
- ③確認申請書の提出
 - ・様式第2号の1(燃料代) ・様式第2号の2(ビラ) ・様式第2号の3(ポスター)

【確認後、町選管から候補者へ】

- 4)確認書の交付
 - ・様式第3号の1(燃料代)・様式第3号の2(ビラ)・様式第3号の3(ポスター)

【候補者から契約業者等へ】

- ⑤確認書の提出
 - 様式第3号の1(燃料代)・様式第3号の2(ビラ)・様式第3号の3(ポスター)

選挙終了後

【候補者から契約業者等へ】

- ⑥証明書の提出 ・様式第4号の1(自動車) ・様式第4号の2(燃料代)
 - ・様式第4号の3(運転手)
 - 様式第5号の1(ビラ)様式第5号の2(ポスター)

【契約業者等から町選管へ】

⑦供託金没収の有無の確認(必要な場合)

【契約業者等から町へ】

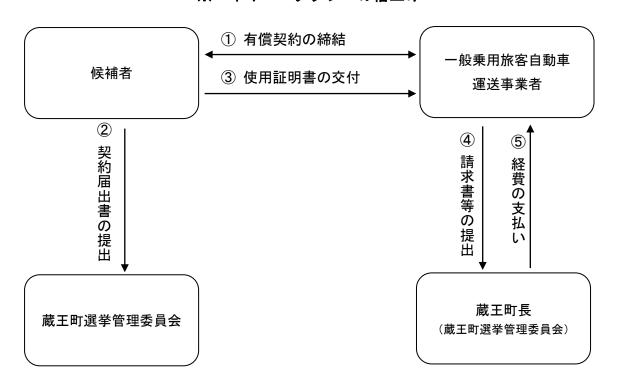
- ⑧費用の請求 ・様式第6号の1(自動車)及び請求内訳書(別紙1、2、3、4)
 - 様式第6号の2(ビラ)・様式第6号の3(ポスター)
 - ※添付書類 確認書(⑤)(燃料代、ビラ及びポスター)、証明書(⑥)、 給油伝票の写し(燃料代の場合)

1 選挙運動用自動車の使用 (ハイヤー・タクシー)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)

提	提出時期		チェック
候補者→	(告示日以降)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号の1】	
→ 町 選 管	u 以 降)	契約書の写し	
運	請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号の1】	
運送事業者→町		請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号の1】	
長		請求内訳書 【様式第6号の1 別紙1 (1)一般運送契約(ハイヤー)】	

選挙運動用自動車の使用 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約) ※ハイヤー・タクシーの借上げ



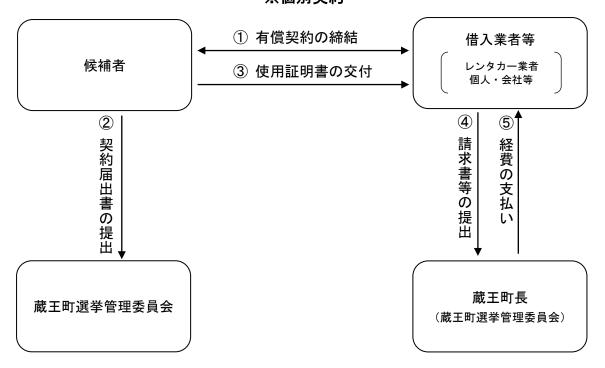
順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
2	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号の1】	①の契約書(写)
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号の1】	
4	請求書等の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号の1】 請求内訳書 【様式第6号の1 別紙1】	③の使用証明書
(5)	経費の支払い (町長⇒運送事業者)		

- 注)1 供託金が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができませんので、候補者に請求してください。
 - 2 町長に対する上記の請求については、蔵王町選挙管理委員会で受け付けます。

2-1 選挙運動用自動車の借入れ(ハイヤー・タクシー以外の借入れ) (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合)

提出時期		様式名	チェック
候補者→	(告示日	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号の1】	
→町選管	u 以降)	契約書の写し	
借	請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号の1】	
借入業者等→町		請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号の1】	
町長		請求内訳書 【様式第6号の1 別紙2 (2)自動車の借 入れ】	

選挙運動用自動車の使用 (自動車の借入れ) ※個別契約



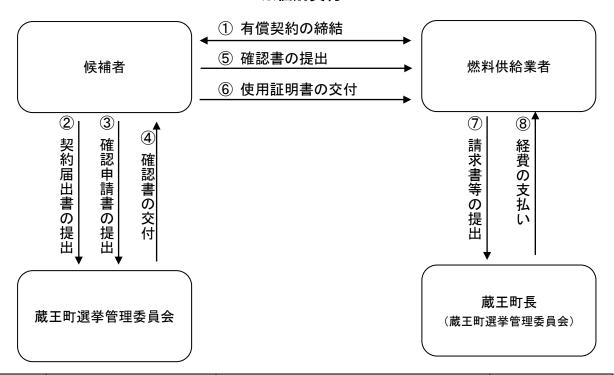
順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
2	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号の1】	①の契約書(写)
3	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号の1】	
4	請求書等の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号の1】 請求内訳書 【様式第6号の1 別紙2】	③の使用証明書
(5)	経費の支払い (町長⇒借入業者等)		

- 注) 1 供託金が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をする ことができませんので、候補者に請求してください。
 - 2 町長に対する上記の請求については、蔵王町選挙管理委員会で受け付けます。

2-2 選挙運動用自動車の燃料代(ハイヤー・タクシー以外) (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合)

提出時期		様式名	チェック
候補者→町選管	(告示日以降) あらかじめ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号の1】	
		契約書の写し	
B		選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号の1】	
	請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号の1】	
燃料		選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号の2】	
燃料供給業者→町長		請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号の1】	
		請求内訳書 【様式第6号の1 別紙3 (3)燃料代】	
		給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用 (燃料代) ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
2	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号の1】	①の契約書(写)
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号の1】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号の1】	
5	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
6	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号の2】	給油伝票の写し
7	請求書等の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号の1】 請求内訳書 【様式第6号の1 別紙3】	⑤の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
8	経費の支払い (町長⇒燃料供給業者)		

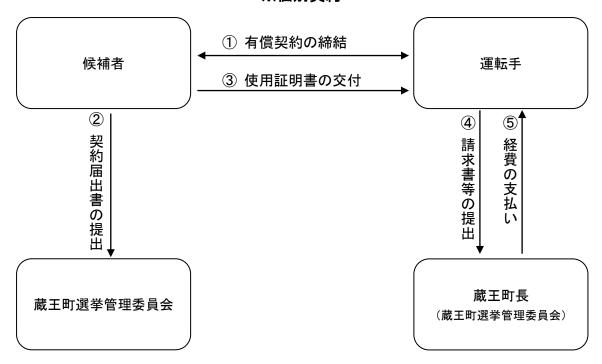
- 注) 1 供託金が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることができませんので、候補者に請求してください。
 - 2 町長に対する上記の請求については、蔵王町選挙管理委員会で受け付けます。

2-3 選挙運動用自動車の運転手(ハイヤー・タクシー以外) (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合)

提出時期		様式名	チェック
候補者 → あらか		選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号の1】	
→町選管	- 以降) - 以降)	契約書の写し	
	請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号の3】	
運転手→町長		請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号の1】	
		請求内訳書 【様式第6号の1 別紙4 (4)運転手】	

選挙運動用自動車の使用 (運転手の雇用)

※個別契約



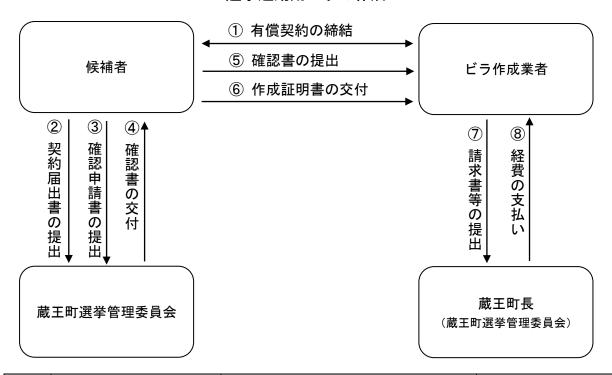
順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書	
2	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号の1】	①の契約書(写)
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号の3】	
4	請求書等の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号の1】 請求内訳書 【様式第6号の1 別紙4】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町長⇒運転手)		

- 注)1 供託金が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることができませんので、候補者に請求してください。
 - 2 町長に対する上記の請求については、蔵王町選挙管理委員会で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成

提出時期		様式名	チェック
候補者→町選管	(告示日以降) あらかじめ	選挙運動用ビラ作成の契約届出書 【様式第 1 号の 2 】	
		契約書の写し	
		選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号の2】	
ビラ作成業者 → 町長	請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号の2】	
		選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号の1】	
		請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第6号の2】	

選挙運動用ビラの作成



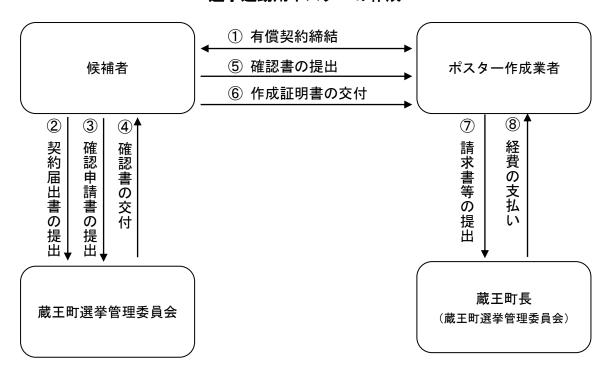
順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
2	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成の契約届出書 【様式第1号の2】	①の契約書(写)仕様 が記載された書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号の2】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号の2】	
(5)	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
6	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号の1】	
7	請求書等の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第6号の2】	⑤の確認書 ⑥の作成証明書 作成したビラの見本
8	経費の支払い (町長⇒ビラ作成業者)		

- 注) 1 供託金が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることができませんので、候補者に請求してください。
 - 2 町長に対する上記の請求については、蔵王町選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成

提出時期		様式名	チェック
候補者→町選管	(告示日以降)	選挙運動用ポスター作成の契約届出書 【様式第1号の3】	
		契約書の写し	
		選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号の3】	
ポスター作成業者 → 町長	請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号の3】	
		選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第5号の2】	
		請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第6号の3】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
2	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成の契約届出書 【様式第1号の3】	①の契約書(写) 仕様が記載され た書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号の3】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号の3】	
5	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
6	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第5号の2】	
7	請求書等の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第6号の3】	⑤の確認書 ⑥の作成証明書
8	経費の支払い (町長⇒ポスター作成業者)		

- 注) 1 供託金が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求を することができませんので、候補者に請求してください。
 - 2 町長に対する上記の請求については、蔵王町選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q&A

このQ&Aは、蔵王町長選挙及び蔵王町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

【1 共通事項】

- Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。
 - A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者 の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量) の妥当性について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

- Q2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。
 - A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

- Q3 使用(作成)証明書の契約業者への交付は、町選挙管理委員会に契約届出書を提出後 すぐに行うべきですか。
 - A それぞれの契約履行後に行ってください。 使用(作成)証明書は、いずれも実際の契約内容に基づき使用(作成)するものなので、 契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。
- Q4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。
 - A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。 (印影など一部非開示部分あり)

【2 自動車の借入れ】

- Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。
 - A 主として選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会が交付する表示をした車両で、 候補者1人につき1台となります。
- Q2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担 の対象になりますか。
 - A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。 なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。
- Q3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公 費負担の対象になりますか。
 - A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。
- Q4 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。
 - A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約を締結する必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳が確認できる書類が必要になります。

- Q5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。
 - A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間であり、 選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
 - ※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担の対象期間となります。

- Q6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書の 契約期間はどのように記載したらよいですか。
 - A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載しますので、選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の 借入代金は、公費負担の対象外となります。

- Q7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額 を教えてください。
 - A 自働車借入れに対する公費負担制度は、1日あたりの借入金額に基づく制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合は、各業者が国土交通省に届出している 料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」というように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約する場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額(16,100円を超える場合は、16,100円)に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が、公費負担の対象となります。

- Q8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。
 - A 選挙運動用自動車の借入れについては、公費負担制度上、次のア及びイに該当すること以外には、契約の相手側の条件は特に規定されていません。
 - ア 一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約(自動車の借入れ、運転 手雇用、 燃料代の一括契約)による借入れ
 - イ 候補者と生計を一にする親族(当該親族がレンタカー業を営む場合に限る)からの 借入れ

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

- Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れる場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。
 - A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量等)の妥当性について説明できるよう、適切な契約を行っていただく必要があります。

- Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用する場合、契約を締結していれば公費負担の請求をすることができますか。
 - A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象になりません。 ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。 ※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。
- Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用 について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてくだ さい。
 - A ハイヤー契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

【3 燃料の供給】

- Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。
 - A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。 ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(7,700円に 選挙運動期間の日数を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。
- Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。
 - A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。
- Q3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。
 - A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられますので、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票は必ず保管してください。

なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番(登録番号)、④給油金額が記載されていることが必要です。

【4 運転手の雇用】

- Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらう場合、 この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。
 - A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。 契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の 対象になりません。
- Q2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外 の期間についても公費負担の対象となりますか。
 - A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となり、選挙運動期間以外の運転は、対象 になりません。
- Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。
 - A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となっており、同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。
- Q4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。
 - A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支 払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外 に支出した経費(宿泊代等)は、公費負担の対象になりません。
- Q5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。
 - A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となりますので、法人と運転手派遣契約 を締結する場合は、公費負担の対象になりません。

【5 選挙運動用ビラの作成】

- Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなものですか。
 - A 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法 抜粋

(文書図画の頒布)

- 第 142 条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。 この場合において、ビラについては、散布することができない。
- (1)~(6)略
- (7) 町村の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,500 枚、 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5,000 枚、議 会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務 を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600 枚
- Q2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。
 - A · 枚数···町長選挙 5,000枚以内、町議会議員選挙 1,600枚以内
 - 種類… 2 種類以内
 - 規格…長さ29.7cm × 幅21cm(A4版以内) 両面印刷が可能
 - ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び 住所を記載しなければなりません。
 - ・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。
- Q3 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。
 - A 次の方法または場所において頒布することができます。
 - 新聞折込による頒布
 - ・候補者の選挙事務所内における頒布
 - ・個人演説会の会場内における頒布
 - ・街頭演説の場所における頒布

- Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は どのように請求すればよいですか。
 - A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象 経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

- Q1 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。
 - A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。(ただし、金額、作成枚数に上限があります。)

対象費用としては、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

- Q2 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、 合わせて公費負担の対象となりますか。
 - A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となり、通常葉書の印刷費用は、対象になりません。
- Q3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。
 - A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。